

「国民年金学生納付特例制度」について

「国民年金学生納付特例制度」について

20歳になると国民年金に加入して保険料を納めることになります。学生納付特例制度は、所得が少ないなどの理由で納付が困難な方が申請により保険料の納付が猶予される制度です。

所得審査の対象者は？

一般免除の場合は、本人以外に配偶者・世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判断しますが、学生納付特例はご本人の所得が所得基準以下であるか否かで判定することになります。

※学生の方は、学生納付特例制度のみの利用になります。

所得基準は？

所得基準（前年度）＝118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

対象となる学校は？

○大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）、一部の海外大学の日本分校（※2）です。

※1 修業年限が1年以上の課程に在学している方に限られます。

私立の各種学校については都道府県知事の許可を受けた学校に限られます。

※2 日本国内にある海外大学の分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に限られます。

承認を受けた期間は？

○未納の期間とは違い、障害基礎年金等の受給資格期間に含まれます。

○10年以内であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができます。

（ただし、承認期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納するときは経過期間に応じた加算額が上乘せされます。）

－「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います－

		納付	学生納付特例	未納
障害基礎年金・遺族基礎年金（受給資格期間）		○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
老 齢 基礎年金	受給資格期間	○（入ります）	○（入ります）	×（入りません）
	年金額に計算	○（されます）	×（されません）	×（されません）

平成25年度の申請は平成25年4月1日から受付します。

※ただし学生の方で平成25年度に20歳を迎える方は、日本年金機構より国民年金加入届等の書類が届いてから、その書類を市役所へ持参頂いたうえでの申請になります。

※平成24年度の申請は平成25年4月30日までです。

申請は保険年金課または各支所市民窓口課へ

お持ちいただくもの

- 年金手帳（または基礎年金番号がわかるもの）
- 学生証（コピー可。有効期限が記載されているもの）
- 認印

【問合せ】 保険年金課（内線141・142）
笠間支所市民窓口課（内線72123）
岩間支所市民窓口課（内線73182）



友部スクエア店
〒309-1716
笠間市住吉1364-1
ご相談予約・お問合せは
0120-650-121
営業時間 10:00～20:00

「保険クリニック友部スクエア店」と言えば、保険の新規相談や見直し・ご加入など身近な保険ショップとしてみなさんにご利用いただいているかと思いますが、その当店で、この度「フラット35住宅ローン」の取扱いを始めました!!

金利が低いから「変動金利型」を借りたが、将来の金利上昇が心配
「10年固定金利型」を借りたが、特約期間が終わった後、金利がどうなるか心配
借換えしたいが「手続きが面倒」「借換えに必要な「諸費用が払えない」
「住宅金融公庫」でローンを組んだが、11年目から毎月の返済額が増えてしまった
そんなご心配のある方・・・

フラット35は長期固定金利型住宅ローンです。

簡単な事前審査も行えますので、気軽に住宅ローンの見直しや相談をしてみませんか？

3月31日までに「広報がさま」を見たご予約すると来店相談料が無料に。2回目以降の相談も無料です！（通常3,150円）

先日、保険クリニック友部スクエア店のフラット35住宅ローン取扱いPRのため、ただ今県内で大活躍の「水戸」当地アイドル（仮）が遊びに来てくれました。

「広告」
フラット35住宅ローンの取扱い始めました!

